

岩手県告示第 426 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 21 年 4 月 28 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大船渡広田陸前高田線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
大船渡市大船渡町字丸森 34 番 1 地先から末崎町字石浜 9 番 1 地先まで	新	B 68.5~12.0 m	m 1,370.0
大船渡市大船渡町字丸森 52 番 3 地先から末崎町字石浜 61 番地先まで	旧	A 40.6~6.2	1,177.4
大船渡市大船渡町字丸森 34 番 1 地先から末崎町字石浜 9 番 1 地先まで		B 68.5~12.0	1,370.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 大船渡地方振興局土木部
  - (2) 期間 平成 21 年 4 月 28 日から同年 5 月 28 日まで